

練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第77号

練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月練馬区規則第127号）の一部をつぎのように改正する。

第14条の2をつぎのように改める。

（子ども医療費助成事務）

第14条の2 条例別表第1の13の2の項に規定する規則で定める事務は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年10月練馬区条例第57号。次号において「助成条例」という。）第4条第1項の規定による子ども（助成条例第2条第1号に規定する子どもをいう。次号、第35条の2および第44条の2において同じ。）の医療費の助成に係る申請内容の確認に関する事務
- (2) 助成条例第7条の規定による子どもの医療費の助成に係る届出内容の確認に関する事務

第28条の2のつぎにつきの1条を加える。

（大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務および利用することができる特定個人情報）

第28条の3 条例別表第2の13の3の項に規定する規則で定める事務は、つぎの各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年東京都規則第257号。以下この条において「都規則」という。）第3条第1項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査または当該申請に

対する応答に関する事務

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険関係情報

イ 当該申請を行う者に係る後期高齢者医療関係情報

(2) 都規則第7条第1項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査または当該申請に対する応答に関する事務

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険関係情報

イ 当該申請を行う者に係る後期高齢者医療関係情報

(3) 都規則第9条第1項および第2項の規定による届出の受理、当該届出に係る審査または当該届出に対する応答に関する事務

ア 当該届出を行う者に係る国民健康保険関係情報

イ 当該届出を行う者に係る後期高齢者医療関係情報

第35条の2中「高校生等の」を「子どもの」に、「高校生等医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改める。

第35条の3および第36条の2各号中「高校生等医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改める。

第44条の2の見出し中「高校生等医療費助成事務」を「子ども医療費助成事務」に改め、同条第1号中「申請」のつぎに「もしくは届出」を加え、「高校生等」を「子ども」に改め、同条第2号中「申請」のつぎに「または届出」を加え、同条第3号から第6号までの規定中「申請」のつぎに「もしくは届出」を加え、「高校生等」を「子ども」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条の2のつぎに1条を加える改正規定は、令和8年10月1日から施行する。